

安全対策連絡協議会の開催について

平成30年3月20日

在シンガポール日本国大使館

2月23日、大使館に於いて「安全対策連絡協議会」（大使館と在留邦人側（日本人会、JCCI、教育関係、運輸・旅行関係及び政府系団体）代表との双方向的な意見交換・情報交換の場）を開催したところ、その概要は次のとおりです。

1. 「安全対策連絡協議会」開催の趣旨

平成28年9月を最後に本協議会を実施しておらず、本日迄の間に本協議会メンバーの入替もあり顔合わせ及び最新の当地情勢の共有、本協議会メンバーのネットワークの構築及び会議の定例化を実施するため開催いたしました。

2. 「最近の治安情勢」について、大使館より次のとおり紹介しました。

（1）一般犯罪

2017年中の犯罪認知件数は前年比－1%の32,773件となっており、犯罪発生率は、シンガポール=567件（2017年）、日本=785件（2016年）であり、日本より良好な治安状況にあります。一方で性犯罪及び薬物関連犯罪については注意をしていただく必要があります。また、飲酒に絡むトラブルも散見されていますので併せてご注意をお願いします。

当地の治安情勢については、当地警察の情報発信アプリである「Police@SG」の活用をお勧めします。

（2）交通事故

当地の運転事情については、日本より荒く、特にタクシーやバイク等の荒い運転が目につきます。車両1万台当たりの死者数は、シンガポール=3.28人（2013年）、日本=0.5人（2014年）となっており、日本に比べおよそ6倍近くの数字となっています。

（3）テロ情勢

外国人戦闘員問題、国境管理の難しさ等を考慮すると、シンガポールもテロの脅威に直面していると言えます。実際に、シンガポール人 ISIL 戦闘員「Abu Uqayl」の ISIL 広報動画出演、過激化した外国人の拘束が報道されており、本年はシンガポールが ASEAN 議長国であり、テロ組織にとっては攻撃対象になりうると考えられます。

3. 出席されました在留邦人側代表よりの「安全対策の実施状況」の発言については以下のとおりです。

（1）普段の安全対策

- 大使館等の情報を会員へ共有
- 避難訓練の実施

- 自社安全対策マニュアルの励行
- オンラインにて自社の安全対策講座の受講
- 3月や4月の人事異動の際に当地での生活情報の共有
- 当地政府の会議の場での情報収集
- 緊急事態発生時の緊急連絡網の作成
- BCP（緊急時事業継続計画）の策定
- スマートフォンアプリ利用による自社社員の現在地確認
- SNSのアプリを活用し電話以外による緊急連絡網の構築
- 各国担当者が各国情勢をモニタリングし、危機情報の共有を実施
- 学校施設の門の開閉、通学バスの定期訓練、避難訓練、地元警察によるパトロール強化の申し入れ
- 伝染病対策として自社負担にて予防接種の実施
- 大使館との連携
- 当地警察の情報発信アプリである「Police@SG」の活用

（2）出張等の際の安全対策

- 出張先の自社及び大使館（外務省海外安全情報HP）からの情報入手
- 海外渡航時に現地の連絡先の登録及び「たびレジ」登録の励行（事前にフライトスケジュールやホテル情報を会社に届出）
- 赴任地から海外渡航する際には事前の許可制
- 出張者等に対し、宿泊先のホテルの選定は安全面を重視して選定するよう励行
- 外務省海外安全情報を元に出張者に対し到着時に当地事情説明
- 出張時にトラベルセキュリティのアシスタントサービス会社と契約している

4. 「領事班からのお知らせ」として、大使館より次のとおり紹介しました。

（1）「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

2017年の3月31日から「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」として、毎週1話ずつ更新し、全13話で既に完結しています。外務省の海外安全HP (http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載しておりますので危機管理の参考にご利用下さい。

また、それぞれの話の終わりに「注意事項」や「チェックリスト」がありますので、併せてご活用ください。

（2）在留届提出の励行

当館では、在留届を元に在留邦人調査数を実施していますが、その他にも緊急事態発生時や海外安全情報の「広域情報」や「スポット情報」等の大使館からのお知らせ（領事メール）を送付する際に利用しています。

また、大使館からの連絡方法は、領事メールの他にSMSもありますが、SMSについ

ては、緊急事態発生時の安否確認を実施するため等に使用するもので、通常は使用しません。

しかし、緊急事態発生時には在留届に登録されている携帯電話番号を元にSMSを送付しますので、携帯電話番号を登録されていない方は登録をお願いします。

(3) 「たびレジ」登録の励行

当大使館では館員が国外へ渡航する際の事前の届出において、「たびレジ」登録を求めています。

事前に「たびレジ」に登録していただくと、渡航前に現地情報を確認できますので、渡航の適否の判断、渡航先の変更、渡航先での安全対策に役立ちますので、旅行や出張の際には是非事前登録をお願いします。

(4) 旅券の紛失に関する注意喚起

時々、当館に対し、空港内や機内で旅券を紛失したため「当地へ入国できないので何とかして欲しい」との相談をいただきますが、どの国でも、入国には旅券が必要であり、旅券がなければ出発地に戻されることになります。

更に、国によっては入国審査前に旅券がない場合には、その国へ入国も認められず、出発国へ戻る飛行機にすら乗せてもらえないケースもあります。旅券は紛失しないように管理の徹底をお願いします。

なお、当地に於いて旅券を紛失する方の多くは、レストランでの食事後や買い物をした後等に気がついたら無くなっていたとの理由であることから、食事中や買い物の後にはちゃんと鞆に入れたか等を確認するようお願いします。

4. 主な質疑等は次のとおりです。

(1) Q：日本の交通ルールとして歩行者優先の文化があるが、当地の交通ルールはどうか。

A：当地に於いては歩行者優先の文化が根付いているとは言い難いので、むしろ車優先と考えて行動した方が良い。

(2) マレーシアから入国している車両もあるが、対人賠償責任保険に加入しているのか。

A：マレーシアで車両を購入した場合、強制保険として対人賠償責任保険の手配が義務付けられている。

(3) 飲酒時のトラブルの具体例は何か。

A：酔った勢いで一般人や警察に関係なく暴行事件を起こしてしまうケースや女性に過剰に触れてしまって警察に留置されるケース等がある。

大抵は1泊の留置で済んでいるが、ケースによっては2ヶ月近く警察に旅券を没収され、出国できない事態もありえる。

以上

平成30年2月23日

安全対策連絡協議会出席者リスト

1. 出席者

(1) 協議会メンバー (12名)

日本人会 佐野氏 (福地副会長代理)

日本人会 池上事務局長

JCCI 長尾事務局長

日本人学校 高橋事務局長

早稲田渋谷 玉田事務局長

日本人幼稚園 斎藤事務局長

日本航空 山下支店長

全日空 星谷副支店長 (石井支店長代理)

JTB 作田支店長

DBJ 松岡社長

CLAIR 橋本所長

JETRO 中川次長 (石井所長代理)

(2) 当館

堤公使 他4名